

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第56回

中国への進出(その3)ー合弁会社

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

近年の中国における外商投資企業に対する規制緩和などにより、中国企業との取引を新たに開始したり、中国に進出する日本企業が増加している。前回紹介したとおり、外国企業が中国において設立することができる企業形態には様々なものがあるが、今回は尚その重要性が認められる拠点形態である合弁会社の概要を検討したい。

一 合弁会社とは

Q1: 日本企業A社は、中国において会社を設立することを計画していますが、中国における経営ノウハウのないA社が単独で会社を設立するよりも、現地企業の協力を得て、共同で会社を設立・運営することの方が成功への早道だと考えています。そこで、合弁会社の設立を検討していますが、合弁会社とはどのような会社か、その概要を教えてください。

A1: 合弁会社は、外国の会社などが中国の会社などと共同で設立・運営する会社をいいます。近年、中国のWTO加盟に伴う市場開放などにより、外国企業が100パーセント外資企業である独資会社を設立することができる業種が増えたため、以前に比べると合弁会社の設立を選択することが減りつつありますが、合弁会社を設立するメリットはなお存在しています。

合弁会社は、法人格を有する有限責任会社の一種ですので、合弁当事者は、その出資額を限度として、合弁会社の債務について責任を負います。

合弁当事者は、現金で出資するだけでなく、日本における現物出資と同様、機械などの物、特許などにより出資することもできます。

合弁当事者間の利益配分は、出資比率に従って行います。

また、合弁会社には、会社の最高意思決定機関として董事会を設置する必

要があり、董事会は、合弁会社の重要事項を決定する権限を有します。その董事会の決議に従って日常的経営管理業務を行うのが経営管理機構です。

1 合弁会社の意義

合弁会社とは、外国の会社、企業及びその他の経済組織又は個人が中国の会社、企業又はその他の経済組織と共同で設立・運営する会社をいう(中華人民共和国中外合弁経営企業法(以下「合弁企業法」という)第1条)。

合弁会社は、法人格を有する有限責任会社の一種である(合弁企業法第4条)。従って、合弁会社は、合弁当事者とは別個の独立した権利義務の帰属主体である。また、合弁当事者が出資する金額以上の債務を負ったとしても、合弁当事者は、その債務を弁済する責任を負わない(合弁企業法第4条)。

合弁当事者は、出資比率の割合に応じて、合弁会社から利益の配分を受け、損失を負担することが法定されている(合弁企業法第4条)。

また、合弁当事者は、現金だけではなく、機械等の現物、特許や著作権等の工業所有権等により出資することができる(合弁企業法第5条第1項)。中国側合弁当事者は、土地使用権により出資することもできる(同条第3項)。

合弁会社は、外国の会社などが中国の会社などと共同して設立する点において、合作会社と共通している(合弁企業法参照)。

しかし、合作会社は、法人格を有していない形態があることから合作当事者が無限責任を負う場合があり(中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則第50条以下)、また、利益の配分比率を当事者間の合意により決定することができるなど(中華人民共和国中外合作経営企業法第21条)、当事者の自由度が高いことなどが合弁会社と異なっている。このように、合作会社においては、当事者間の自由度が高いために、お互いの信頼関係が強くなければ、容易に紛争が発生するというデメリットがあり、敬遠される場合が多い。

2 合弁会社の組織

(ロ) 董事会

合弁会社には、董事会を設置しなければならない(合弁企業法第6条第1項)。

董事会とは、合弁会社の一切の重要事項(企業発展計画、利益処分、総経理等の

任命など)を決定する合弁会社の最高意思決定機関である(合弁企業法第6条第2項、中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例(以下「合弁企業法実施条例」という)第30条)。

定款の修正や合弁会社の途中終了、解散、合併、分割など極めて重要性の高い事項については、董事会の全会一致による決議が必要とされている(合弁企業法実施条例第33条第1項)。これに対して、重大事項以外については、定款によって定めることができるため(同条第2項)、出席董事の3分の2又は2分の1以上の賛成による決議が必要と規定することが多い。

また、董事会の人数は、3人以上とされ、任期は4年と法定されている(合弁企業法実施条例第31条)。

董事会の構成員は、正・副董事長及び董事である。董事長は、合弁会社の法定代表者であり、董事長がその職責を果たせない時は、副董事長などに権限を委任することとなる(合弁企業法実施条例第34条)。正・副董事長は、合弁当事者が合弁当事者の協議又は董事会の選挙により選出する(合弁企業法第6条第1項)。通常は、合弁契約及び定款において、いずれの合弁当事者が正・副董事長を任命するかについて規定している。

(月) 経営管理機構

合弁会社には、企業の日常的経営管理業務を執行するための経営管理機構を設けなければならない(合弁企業法実施条例第35条)。合弁会社の経営管理機構は、総経理1名と副総経理、その他の高級管理職から構成される(合弁企業法実施条例第35条、同条例第38条参照)。総経理は、董事会から与えられた権限の範囲内において、対外的に合弁会社を代表し、対内的に部下を任免するなどの職務を行い(合弁企業法実施条例第36条)、副総経理は総経理に対して意見するなどの業務執行の補佐を行う(同条例第37条第3項)。総経理及び副総経理は、董事会が任命する(合弁企業法実施条例第37条)。

また、合弁会社によっては設置しないことがあるが、エンジニア部門の最高責任者である総エンジニア、会計部門の最高責任者である総会計師などの高級管理職を設置することが比較的多い。

二 合弁会社のメリット及びデメリット

Q2: 日本企業A社は、長年取引関係にある中国企業B社との間で、中国において合弁会社を設立することを計画しています。A社は中国で会社を設立するのは初めてなのですが、合弁会社を設立するメリット及びデメリットにはどのようなものがあるか、教えてください。

A2: 合弁会社の形態を採用した場合には、A社は通常中国企業と共同で会社を設立することになるため、合弁会社はその設立前後において、中国企業が既に有している人的・物的資源を、即座に活用することができるというメリットや現地社会の反発が少ないというメリットがあります。

その反面、A社が単独で経営についての意思決定を行うことができず、利益を独占できないというデメリットや、中国企業を通じてA社のノウハウなどが流出する可能性があるというデメリットがあります。

1 合弁会社のメリット

独資会社との比較では、合弁会社は、設立・運営に当たって中国企業の協力を得ることができるというメリットがある。

例えば、合弁会社の設立段階においては、中国企業が現地の政府機関との間に有しているコネクションを通じて、円滑な設立が可能となる場合がある。また、信用のある中国企業と合弁会社を設立した場合には、従業員の募集などにおいて有利である。さらに、人治国家といわれる中国においては、人脈が重要な武器となることがあり、合弁会社を設立した後においても、現地政府機関との交渉、情報収集、労働者との関係、取引先の開拓等において、現地の中国企業の協力を得ることができるメリットは大きい。また、中国企業が優秀な企業であれば、最初に独資企業を設立する場合と異なり、中国における会社経営のノウハウを学ぶこともできる。

さらに、外国企業が単独で独資企業を設立する場合に比べて、現地の中国人の反発がそれほど大きくないというメリットがある。

また、合作会社との比較では、合弁会社は、利益配分や解散後の財産の帰属は、出資比率に応じて分配することと法定されており、中国側当事者とのトラブルが比較的発生しにくいというメリットがある。

2 合弁会社のデメリット

特に独資会社と比較した場合、合弁会社には、以下のようなデメリットがある。

- ・ 合弁会社は、外国企業が中国企業と共同で運営するため、当該中国企業との間で合弁会社の運営に関してトラブル(例えば、利益配当をするか、それとも内部留保するか等の利益処分に関するトラブル)になることが比較的多い。
- ・ 一の1において述べたとおり、合弁会社は中国企業と外国企業の出資比率に応じて利益を配分することになるため、中国企業の出資比率が小さく、実質的に外国企業が経営しているような場合であっても、利益を独占することができない。
- ・ 外国企業が合弁会社に対して投じたノウハウ等の企業秘密を中国企業が知ることになるため、外国企業の企業秘密が流出する危険が常に存在する。

例えば、合弁会社を設立するにあたって、比較的多くの場合、日本側合弁当事者はその技術を合弁会社に対してライセンスしている。中国側合弁当事者は、自らの技術者を合弁会社に移籍させることが多いため、合弁会社の技術者に対する技術指導を行うことにより、結果として中国側合弁当事者の元従業員が、日本側合弁当事者の技術を習得することになる。従って、中国側合弁当事者は、日本側合弁当事者の技術を容易に知りうる立場になる。

これらのデメリットを回避するために、最近では、100パーセント外資企業である独資会社を設立する日本企業が増加している。また、昨年、独資会社による小売業・卸売業への参入が原則的に解禁されたため、独資会社を設立することを選択する日本企業が更に増加すると予想される(外商投資商業領域管理弁法参照)。